

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年12月までの期間及び55年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年1月から同年12月まで  
② 昭和55年10月から同年12月まで

私は、昭和53年12月に私の夫の両親をみるため帰省した。申立期間については、集金に来る班の当番に夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分ずつ納付していたことを覚えている。また、銀行でまとめて納付したこともあった。当時は喫茶店を経営しており、売り上げも順調であったため、未納期間を生じさせないよう国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月に国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、すべての納付月において付加保険料も併せて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳等により、申立人は、昭和54年5月に、移転先の市役所で国民年金の住所変更手続及び任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更手続を行っていることが確認できることから、市役所窓口で当該手続を行っておきながら、当該期間の国民年金保険料を未納のままにしておいたとは考えにくく、当該期間の国民年金保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、3か月間と短期間であるとともに、その前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、当該期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入してからは、国民年金保険料を集金人に毎月、納付しており、一度も未納はなかったと思う。申立期間についても、私か私の妻が、女性の集金人に毎月、国民健康保険料と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、未納の通知を受けた覚えは無く、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月間と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の昭和 61 年 4 月からは、口座振替により国民年金保険料を納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間を除き、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月までの 54 か月間について、申立人及びその妻は、同一日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、「夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人及びその妻の生活状況等に大きな変化はなかったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、「未納の通知を受けた覚えはない。」と述べている上、申立期間前後の期間について、すべての国民年金保険料を納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人が、申立期間のみを未納のまま放置していたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、昭和50年5月に結婚し、その後、国民年金に加入し、以降は途切れることなく国民年金保険料を毎月、納付してきたはずであり、未納の通知等も受けたことは無いので、申立期間の3か月間だけが未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、納付済期間の一部は付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、「申立期間後に未納の通知は受け取っていない。」と述べている上、国民年金加入期間については、申立期間以外に未納期間が無いことから、申立人が申立期間のみを未納のまま放置していたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に加入してからは、国民年金保険料を集金人に毎月、納付しており、一度も未納はなかったと思う。申立期間についても、私か私の夫が、女性の集金人に毎月、国民健康保険料と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、未納の通知を受けた覚えは無く、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月間と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の昭和 61 年 4 月からは、口座振替により国民年金保険料を納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間を除き、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 2 年 3 月までの 54 か月間について、申立人及びその夫は、同一日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、「夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人及びその夫の生活状況等に大きな変化はなかったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、「未納の通知を受けた覚えはない。」と述べている上、申立期間前後の期間について、すべての国民年金保険料を納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人が、申立期間のみを未納のまま放置していたとは考え難く、申立期間の国民年金保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで  
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間が未納とのことだが、申立期間①及び②については、毎月、市役所で国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間③については、当時、商売をしており、私の夫と二人分の国民年金保険料を納付し、確定申告の際、納付証明を貰っていたことを記憶している。

私の夫は納付済みとなっているのに、私のみが未納ということはありません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、昭和 48 年 11 月の国民年金への任意加入手続以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫についても、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び③については、それぞれ 3 か月間と短期間である上、当該期間前後の期間は納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録により、申立人は、当該期間中の昭和 53 年 1 月に当該期間直前の 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間のみを未納のまま放置しておくことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、37 年 2 月から 38 年 6 月までの期間及び 38 年 10 月から 39 年 5 月までの期間の納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する 38 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 39 年 6 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚後、3、4 年して、社会保険事務所から国民年金保険料の出張徴収に来るとのことだったので、農協の支所に国民年金保険料の納付に行ったところ、すでに社会保険事務所の担当者は帰っており、申立期間当時の国民年金保険料である月額 100 円の 3 年分ぐらいを、支所にいた別の職員に社会保険事務所からの納付書を添えて納付をお願いした。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫は、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 39 年 6 月から 40 年 3 月までの期間について、申立人が 60 歳になった平成 14 年 3 月に厚生年金保険の加入記録が追加処理されていることが確認できることについても、申立人は、「昭和 44 年ごろに社会保険事務所から、未納の通知が届いた際に、厚生年金保険に加入していた期間についての認識が無かったので、未納として通知された 37 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付した。」と述べるなど、申立内容は詳細かつ具体的であり、不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和 38 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 39 年 6 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和14年ごろから20年ごろまで  
② 昭和21年6月から28年10月まで

姉の厚生年金保険の加入記録について、弟の私が社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、姉が、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社C工場に勤務していたことを、両親から聞いていた。申立ての事実を確認できる資料は無く、また、姉は高齢で意思表示が困難な状態のため、申立期間当時の状況について姉から確認することができないが、姉が勤務していたことについては事実である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、生年月日が相違するものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、社会保険庁の記録において、申立人と同姓同名の者の生年月日による調査を行ったところ、当該者に係る年金記録はほかに確認できない。

また、元同僚の証言等から判断して、申立人の当該事業所における勤務期間がおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であると認められることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月30日であると認められる。



なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和14年から19年9月までの期間については、厚生年金保険への加入が女子に拡大されたのは19年10月1日以降であることから、制度上、申立人は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

申立期間②については、社会保険事務所の保管するB社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調査したところ、元同僚の連絡先を把握することはできなかつた上、申立人の幼馴染み2名から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを聞いたことなど無いとしている。

また、B社(当該事業所の親会社)に照会したところ、「保存している書類の中に、申立人に係るものはなく、当該事業所の退職者名簿においても、申立人の氏名は確認できない。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所から、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②について、申立人に係る加入記録は無い旨の回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和52年3月26日から59年3月26日までA社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録において、同社B工場から同社C工場へ移る間に1か月の空白期間があることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、企業年金連合会の管理するD厚生年金基金に係る厚生年金加入員台帳及びA社の在籍証明書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和56年3月21日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年9月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社の保管する関連資料から判断して、申立期間当時の担当者が申立人の同社B工場における厚生年金保険の資格喪失日を、昭和56年3月21日とするべきところ、同年2月21日と誤って届け出たためと思われるとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料納付済期間に係る死亡一時金については、支給されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の妻が死亡した翌日、社会保険事務所の窓口で死亡一時金についての問い合わせをしたところ、「死亡一時金は出ません。」との回答であった。

しかし、最近になり死亡一時金が支給されるとの話を聞き、社会保険事務所に電話で問い合わせたところ、「昭和 61 年 8 月に裁定され、既に支払済み。」との回答を得た。私は、死亡一時金の申請をした覚えは無く、市の担当課に問い合わせたところ、「請求書は受け付けていない。」としている。銀行と郵便局で昭和 61 年当時の取引記録の請求をしたが、どちらも保存期限が過ぎていたため、確認不能であった。遺族である私が請求をしておらず、市役所にも申請書受付の記録がないのに、死亡一時金を支払済みとされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人に係る死亡一時金の支給の有無の確認を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、「国民年金保険料納付済期間に係る死亡一時金を受け取っていない。」と主張しているが、保存期限の経過により当該一時金裁定請求書等の関係書類が既に廃棄されているものの、社会保険事務所の国民年金の被保険者記録及び死亡一時金記録によると、昭和 61 年 8 月に死亡一時金の裁定が行われていることが確認でき、遺族からの請求に基づかず行政側が死亡一時金の裁定を行うことは考えにくく、当該記録に係る事務処理を疑わせる事情も見受けられない。

また、市では、申立人に係る死亡一時金裁定請求書は保存期限満了により、不明であるとしている上、申立人は、死亡一時金の支給を受けていない旨を主張するのみで、ほかに死亡一時金の支給を受けていなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の夫が、申立人の死亡に伴う死亡一時金の支給を受けていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで  
② 昭和55年10月から56年3月まで

私は、昭和54年3月、両親の面倒をみるため、それまで勤めていた会社を退職後に帰省した。国民年金の加入手続についてはよく覚えていないが、申立期間については、集金に来る班の当番に夫婦二人分の国民年金保険料を3か月分ずつ納付していたことを覚えている。

また、申立期間②については、申請免除期間となっているが、私は、退職金をもらい、家屋も売却したので、健康保険税も最高額を払った記憶があり、免除申請が認められるはずはない。

申立期間は、継続して国民年金保険料を納付していたはずであり、未納や申請免除期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「町内会の集金人に国民年金保険料を納付していた。まとめて納付したことはない。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料は、過年度保険料となるため、町内会の集金により納付することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和55年9月以降に、国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認でき、「町内会の集金により国民年金保険料を納付した。」とする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、「集金人には、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払い出しの時期が異なっていることが確認できる上、申立人及びその妻の納付記録により、夫婦の納付状況が相違していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 55 年ごろまでは、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとは考えにくく、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 470

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの期間及び44年2月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から42年3月まで  
② 昭和44年2月から45年3月まで

申立期間①当時は、親族と一緒に会社で働いており、私の国民年金保険料については、当時、同居していた義兄が、私の二人の姉の分と一緒に納付していたはずである。

私の姉二人の国民年金保険料については納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納付できない。

また、申立期間②については、私の妻と一緒に納付しており、私の当該期間の国民年金保険料のみが未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その義兄及び姉と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、当該期間直前の期間の国民年金保険料を一括で納付していることが確認できる一方、その義兄及び姉については、申立期間を含む昭和38年1月から45年3月までの期間について、国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認でき、納付方法が申立内容と相違している。

また、当該期間については、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿には、「不在確認日 39.12.8」と記載されていることが確認でき、申立人は当該期間当時、国民年金被保険者名簿に記載された住所に居住していなかったものと推認される。

さらに、申立期間②については、申立人及びその妻に係る市の国民年金被保険者名簿に、「S40.8~42.3 44.2~45.3 未納(社保)」と記載されて

いることが確認でき、当時、申立人及びその妻は未納であったものと推認される。

加えて、申立人及びその義兄が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 471

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、私の父親が、自宅で集金人に納付してくれていたはずである。未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、市の国民年金被保険者台帳により、申立人は、同年同月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 鹿児島国民年金 事案 472

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年に、地区の人々と一緒に国民年金に加入し、近くの公民館で小組合長に国民年金保険料を納付していた。

また、私が65歳の時、申立期間が未納であることが判明したため、市役所の年金係に抗議したが、取り合ってもらえなかった。申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月に払い出され、申立人は同年同月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 11 日から 51 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所に A 社における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、記録が無い旨の回答があった。

私の記憶では、当該事業所には昭和 48 年 10 月 22 日から 50 年 12 月末まで勤務しており、同社退職後、6 か月間は求職者給付金をもらっている。また、プロ野球選手の引退試合日(昭和 49 年 10 月)には、同社に勤務していたことをよく記憶しており、49 年には、同じ高校の後輩 2 名を同社に入社させている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚 1 名から聴取した結果、「A 社の退職後に申立人に連絡した際、同社に在職していると聞いたことがあり、申立人が昭和 50 年ごろまで勤務していた記憶がある。」との証言を得たことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が挙げない当該事業所における入社時期及び退職時期が近接する元同僚 2 名から聴取したところ、当該元同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入記録において欠落期間は無い旨の回答を得ており、申立ての事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に全喪している上、B 社 (A 社の親会社) に照会したところ、「当社は、A 社とは別会社であり、同社の当時の人事記録及び社会保険関係書類は無い。」との回答を得ており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難

い。

加えて、雇用保険の被保険者情報により、申立人の当該事業所における加入記録については、社会保険庁の記録と一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年11月1日まで  
社会保険庁の記録では、平成元年4月から標準報酬月額が9万2,000円に下がっているが、私が保管しているA社の月別収入及び経費集計表において、私の報酬月額は、同年1月から同年3月までは30万円、同年4月から同年10月までは24万2,000円となっている。  
私の報酬月額は、当該月別収入及び経費集計表のとおりなので、申立期間に係る標準報酬月額について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管するA社の月別収入及び経費集計表により、全社員に係る社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）は平成元年4月から同年9月までは4万4,420円、同年10月は4万4,667円であることが確認できるところ、社会保険庁の記録により、当該事業所に係る社会保険料を社員数3名で試算すると、同年4月から同年9月までは4万4,420円、同年10月は4万4,667円となり、当該月別収入及び経費集計表における全社員に係る社会保険料と金額が一致することを踏まえると、申立人の同年4月から同年10月までの標準報酬月額は9万2,000円であると認められる。このことについて、申立人に照会したところ、「当初、申立期間における全社員数は私を含めて2名とと思っていたが、月別収入及び経費集計表を再確認したところ、全社員数は私を含めて3名であり、私の申立期間

当時の報酬月額、社会保険庁の記録のとおり 9 万 2,000 円で間違いない。私が申立期間当時の全社員数を誤っていた。」旨の回答を得ている。

また、社会保険庁の記録により、申立人の平成元年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円であることが確認でき、当該額は、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致する。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成元年 4 月から同年 10 月までは 9 万 2,000 円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月から同年 8 月まで  
社会保険事務所に申立期間における標準報酬月額について照会したところ、社会保険庁の記録では 26 万円である旨の回答があったが、私が保管する給与支払明細書では、報酬月額は 30 万円となっている。  
申立期間における標準報酬月額を、給与支払明細書における報酬月額に見合う正しい額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人の保管する給与支払明細書において確認できる平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間における支給合計額 (29 万 1,497 円) に見合う標準報酬月額は 30 万円であり、一方、当該給与支払明細書において確認できる 17 年 4 月から同年 8 月までに係る厚生年金保険料 (1 万 8,114 円) に見合う標準報酬月額は 26 万円である。

また、社会保険庁の記録により、申立人の平成 17 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 26 万円であることが確認でき、当該額は、申立人が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致する。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成 17 年 4 月から同年 8 月までは 26 万円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。